

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年10月24日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

15番 伊藤喜信 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
6件

議案第4号 農地買受適格証明願について 1件

議案第5号 平成28年度第5次農用地利用集積計画(案)について  
(別冊)

議案第6号 平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定に  
ついて  
(別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
事務局員 3 名  
(産業振興課)  
職員 3 名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成28年10月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番大木章寿委員、6番佐藤喜巳委員を指名  
いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番、2番及び5番は賃借権に関する件、  
番号3番、4番は所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

9番 　番号1番について、営農型太陽光発電施設設置に伴う権利の設定で、耕作人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

20番 　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。  
番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

4番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】**

事務局 番号1番は、現況田計595.27㎡を農地造成する計画です。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、申請人は意欲的に営農しており申請地を農地造成し畑として利用するものです。周辺農地への排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**【議案第3号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】**

事務局 番号1番は、駐車場拡張用地として、畑188㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、集会場用地として、畑307㎡を譲受け計画するも

のです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として、畑270㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として、畑358㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として、畑383㎡を祖父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、太陽光発電施設用地として、畑1,123㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 　番号1番について、申請人は輸送業を営んでいます。駐車場が不足しているため新たに駐車場を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3番 　番号2番について、町内会の集会場が現在無いので、新たに計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 　番号3番について、申請人は現在実家で両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

20番 　番号4番について、申請人は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 　番号5番について、申請人は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

22番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「平成28年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る10月20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

2 番 本件につきましては、去る10月20日午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年10月17日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第5次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係13件、対象面積合計100,568㎡です。所有権移転関係4件、対象面積合計24,103㎡です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成28年度第5次農用地利用集積計画(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る10月20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

2番 本件につきましては、去る10月20日午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年10月17日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう御審議の程よろしく申し上げます。



議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用配分計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第6号「平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第4号 農地買受適格証明願について	1件
議案第5号 平成28年度第5次農用地利用集積計画（案）について	(別冊)
議案第6号 平成28年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	1件
その他	

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年10月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。